

掛川市規則第30号

掛川市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年12月18日

掛川市長

(別紙)

掛川市補助金等交付規則の一部を改正する規則

掛川市補助金等交付規則（平成17年規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 「住 所
氏 名（名称及び代表者氏名） ㊟」 を

「住 所
氏 名（名称及び代表者氏名） 」 に改める。

様式第3号中 「住 所
氏 名（名称及び代表者氏名） ㊟」 を

「住 所
氏 名（名称及び代表者氏名） 」 に、「審査（検査）担当者 氏 名 ㊟」を

「審査（検査）担当者 氏 名 」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。